

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伯耆町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

鳥取県伯耆町長

公表日

令和3年8月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>【事務の概要】 介護保険法等の法令に則り、対象者の資格管理、保険料の徴収及び賦課、滞納管理、要(支援)介護認定及び保険給付等に関する事務を南部箕蚊屋広域連合と共同で行っている。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)及び介護保険法に規定に従い、特定個人情報ファイルを、以下の場合に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ・被保険者証又は認定証、負担割合証に関する事務 ・介護給付、予防給付の支給に関する事務 ・要(支援)介護認定、要(支援)介護更新認定若しくは要(支援)介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ・保険給付の支払の一時差止めに関する事務 ・保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務
③システムの名称	介護保険システム、特別徴収管理システム、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険関係情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第68項並びに内閣府・総務省令第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の第93、94の項並びに内閣府・総務省令第46条、第47条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の第1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、95、97、108、109、117、120の項 並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の2の2、第59条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康対策課、住民課、分庁総合窓口課
②所属長の役職名	健康対策課長、住民課長、分庁総合窓口課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 電話番号 0859-68-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康対策課 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 電話番号 0859-68-5536

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I 5-②	健康対策課長 小村健、住民課長 田村茂樹、 分庁総合窓口課長 上田博文	健康対策課長 岡本健司、住民課長 田村茂樹、 分庁総合窓口課長 景山祐子	事後	人事異動による
令和1年6月28日	I 4-②	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 第三欄 (情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四 欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情 報」、「介護保険法による通知情報」が含まれる 項(1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,46,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,93,94,95,97,108,109,119 の項) (別表第二における情報照会の根拠): 第一欄 (情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二 欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項 (93,94の項)	番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 第三欄 (情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四 欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情 報」、「介護保険法による通知情報」が含まれる 項 (1,2,3,4,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,46,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,93,94,95,97,108,109,119 の項)並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、 第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12 条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24 条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31 条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の 2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55 条、第55条の2、第59条の3 ※別表第二の第30、46、90、95項に係る主 務省令は未公布 (別表第二における情報照会の根拠): 第一欄 (情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二 欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項(93,94 の項)並びに内閣府・総務省令第46条、第47 条	事後	規則改正による
令和1年6月28日	I 5-②	健康対策課長 岡本健司、住民課長 田村茂樹、 分庁総合窓口課長 景山祐子	健康対策課長、住民課長、分庁総合窓口課長	事後	規則改正による
令和1年6月28日	IV	—	記載のとおり	事後	規則改正による
令和2年7月13日	I 3	番号法第9条第1項 別表第一の68の項	番号法第9条第1項 別表第一の第68項並び に内閣府・総務省令第50条	事後	評価書見直しによる

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月13日	I 4-②	<p>番号法第19条第7号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠): 第三欄 (情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定 個人情報)に「介護保険給付等関係情報」、「介護 保険法による通知情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,11,17,22,26,30,33,39,42,43,46,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,93,94,95,97,108,109,119 の項)並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、 第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12 条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24 条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31 条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の 2、第44条、第46条、第47条、第49条、第55 条、第55条の2、第59条の3※別表第二の第 30、46、90、95項に係る主務省令は未公布 (別表第二における情報照会の根拠): 第一欄 (情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二 欄(事務)に「介護保険法」が含まれる項 (93,94の項)並びに内閣府・総務省令第46条、 第47条</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の第93、94の 項並びに内閣府・総務省令第46条、第47条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の第1、2、3、 4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、 42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、 83、87、90、93、94、95、97、108、109、 117、120 の項 並びに内閣府・総務省令第2条、第3条、 第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、 第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、 第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、 第32条、第33条、第43条、第43条の2、第4 4条、第47条、第49条、第55条、第55条の 2、第59条の3</p>		
令和2年7月13日	II 1,2	平成31年1月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書見直し実施
令和3年8月31日	I 4-②	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の第93、94の 項並びに内閣府・総務省令第46条、第47条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の第1、2、3、 4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、 42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、 83、87、90、93、94、95、97、108、109、 117、120 の項 並びに内閣府・総務省令第2条、第3条、 第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、 第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、 第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、 第32条、第33条、第43条、第43条の2、第4 4条、第47条、第49条、第55条、第55条の 2、第59条の3</p>	<p>(別表第二における情報照会の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の第93、94の項 並びに内閣府・総務省令第46条、第47条 (別表第二における情報提供の根拠) 番号法第19条第8号 別表第二の第1、2、3、4、 5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、 46、56の2、58、61、62、80、81、83、87、90、94、 95、97、108、109、117、120の項 並びに内閣府・総務省令第1条、第2条、第3条、 第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条 の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、 第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、 第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、 第44条の4、第47条、第49条、第55条、第55条 の2、第59条の2の2、第59条の3</p>	事前	法改正による
令和3年8月31日	II 1,2	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価書見直し実施